

関東学院大学学費・諸納金納入規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関東学院大学学則(以下「学則」という。)第48条の規定に基づき、大学の学費及び諸納金(以下「学費等」という。)の納入に関し、必要な事項を定める。

(学費)

第2条 この規程において「学費」とは、入学金、授業料、施設費、実験実習費及び教育充実費をいう。

(諸納金)

第3条 この規程において「諸納金」とは、学会費、教養学会費、学生教育研究災害傷害保険料、学生生活動支援費及び学部学生会費をいう。

(学費等の額)

第4条 学費等の額は、学則別表第3に定めるとおりとする。

(学費等の納期)

第5条 学費等の納期は、次のとおりとする。

(1) 春学期の納期は、4月1日から4月25日までとする。

(2) 秋学期の納期は、10月1日から10月25日までとする。

2 入学、編入学又は転部(科)を許可された者の学費等の納期は、前項第1号の規定にかかわらず、当該手続書類に記載された期日までとする。

3 学則第44条の規定により、再び入学を許可された者の学費等の納期は、第1項第1号の規定にかかわらず、入学を許可された日から7日以内とする。

4 入学手続時に「日本学生支援機構 大学等奨学生採用候補者」を対象とした分納制度の申請をした者(以下「分納申請者」という。)の学費等の納期は、第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 春学期の納期は、4月1日から7月13日までとする。

(2) 秋学期の納期は、10月1日から1月13日までとする。

5 分納申請者が、前項に規定する納期内に学費等を納入できなかった場合は、分納申請者としての資格を取り消し、次学期以降の納期は、第1項に定める納期とする。

(学費等の納入方法)

第6条 学費等は、所定の用紙により、前条に規定する納期内に本学が指定する銀行に振り込むものとする。

(学費等の延納)

第7条 経済的困窮により、学費等を第5条第1項に規定する納期内に納入することができない場合は、所定の延納願を当該納期内に、学生生活課に提出するものとする。

2 学費等の延納を許可された者は、学費等を春学期は6月25日まで、秋学期は12月25日までに、納入しなければならない。

3 分納申請者の学費等の延納は、これを認めない。

(学費等未納者の措置)

第8条 学費等未納者の定期試験等の受験及び卒業又は修了は、これを認めない。

(学費等未納者の退学)

第9条 学費等を、第5条第1項に規定する納期から2箇月を経過しても納入しない者又は学費等の延納を許可された者であっても第7条第2項に規定する納期内に納入しない者は、学則第43条の規定に基づき、当該学部教授会の議を経て、退学とすることがある。

2 分納申請者が、学費等を第5条第4項に規定する期日以内に納入しない場合は、学則第43条の規定に基づき、当該学部教授会の議を経て、退学とすることがある。

(在籍期間の終期)

第10条 学費等未納により退学された者の在籍期間の最終日は、すでに納入した学費等の納入日が属する年度又は学期の末日とする。

2 入学年度春学期に学費等未納により退学された分納申請者の在籍期間の最終日は、入学年度4月1日とする。

(休学者の学費等)

第11条 休学を許可された者の学費等は、学則第40条第5項の規定により、当該学期100,000円(在籍料)とする。

2 学費等を納入した者であって、春学期については6月25日、秋学期については12月25日を

越えて休学の申し出をし、休学が許可された場合は、すでに納入した学費等は返還しない。

(停学者の学費等)

第12条 停学中の者は、学費等を全額納入しなければならない。

(再入学者の学費等)

第13条 学則第44条の規定により、再び入学を許可された者の学費等は、許可年度の入学生の額と同額とする。ただし、学生災害傷害保険料については、許可年次から修業年限までの期間の額とする。

(編入学者の学費等)

第14条 本学への編入学(学士入学を含む。)を許可された者の学費等は、許可年度の入学生の額と同額とする。ただし、学生災害傷害保険料については、許可年次から修業年限までの期間の額とする。

(転部・転科の学費等)

第15条 他の学部(科)に転部(科)を許可された者の学費等は、許可された当該学部(科)の学費等と同額とする。ただし、転部(科)を許可された年次にかかわらず、当該学生が入学した年度の学則で定める学費等の額とする。

2 転部検定料は、許可年度の新入生の検定料と同額とする。

3 転科検定料は、許可年度の新入生の検定料の半額とする。

(春学期末卒業者の学費の免除等)

第16条 学部の学生で、所定の修業年限以上在学し、かつ、所定の単位を修得し、春学期末をもって卒業する者については、当該年度における秋学期納入学費を免除する。

2 前項の規定により、秋学期納入学費の免除を受けようとする者は、所定の申請書を学生生活課に提出するものとする。

3 所定の修業年限以上在学し、かつ所定の単位を修得し、春学期末をもって卒業する資格を有する者が、当該年度における秋学期の授業を履修せずに在学する場合には、当該年度における秋学期納入学費を50,000円とする。

(学費等の返還)

第17条 一度納入した学費等は、これを返還しない。ただし、前条第1項又は第3項に該当する者であって、すでに当該年度における秋学期納入学費を納入した場合には、前条第1項又は第3項に定める免除額を返還する。

(その他)

第18条 この規程に定めた納期が金融機関の休業日に当たるときは、その翌営業日を納期とする。

(特例)

第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は理事会の議を経て決定する。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、昭和58年1月10日から改正施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成6年10月27日から改正施行する。

附 則

1 この規程は、平成9年4月1日から改正施行する。

2 改正後の第15条第2項の規定にかかわらず、平成8年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成11年2月25日改正し、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年1月24日改正し、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年1月16日に改正し、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月14日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月12日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成21年3月12日に改正し、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月3日から改正施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月15日から改正施行する。

2 この規程による改正後の学費・諸納金納入規程第11条第2項の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年12月18日から改正施行する。

附 則

この規程は、2015年9月17日に改正し、2016年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2016年3月3日に改正し、2016年4月1日から施行する。

2 改正後の規定は、2016年度以降の入学者に適用する。

附 則

この規程は、2016年11月11日に改正し、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年10月18日から改正施行する。